

医療ガス事業活動要綱

(目的)

第1条 この医療ガス事業活動要綱(以下、「要綱」という。)は、医療ガス企業の行動規範・自主規制に関し、医療ガス供給基盤の安定的な拡充を目指し、医療ガス企業の事業運営の適正化を図ることを目的とする。

(医療ガス事業活動規程)

第2条 有限責任中間法人日本産業・医療ガス協会(以下「協会」という。)の医療ガス部門に加盟している企業(以下、「会員企業」という。)は、医療機関への事業活動を実施する際に遵守すべき「医療ガス事業活動規程(以下、「事業活動規程」という。)を定めるものとする。

2 事業活動規程は、協会加盟企業行動憲章に準拠して策定するものとする。

3 会員企業は、別添 1 に定める医療ガス事業活動規程(基本例)(以下、「基本例」という。)を基準として、会員企業毎に自社の事業活動規程(以下、「自社規程」という。)を策定するものとする。

(MGR行動基準)

第3条 事業活動規程は、MGRの行動を核として医療ガス企業の事業運営の適正化を図るものであるため、別添 2 に定めるMGR行動基準を踏まえて策定するものとする。

(企業の遵守事項)

第4条 会員企業は、本要綱の意義を認識し、企業の責任においてこれを遵守しなければならない。

(活動規程の登録)

第5条 会員企業は、策定した自社規程を、協会へ登録するものとする。

2 会員企業は自社規程を登録しなければMGRの認定制度に参加することができないものとする。

3 会員企業は、自社規程の登録に併せてMGR管理者を登録することとする。

(活動規程の管理)

第6条 事業活動規程を管理するため、本協会に事業活動規程管理委員会(以下、「管理委員会」という。)を置くこととする。

- 2 管理委員会は、委員10名以内で構成し、委員は、部門理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 管理委員会は、事業活動規程に関する問合わせや苦情申立てに対し、各企業が協会に登録した自社規程に抵触すると考えられる事案については、違反した会員企業に自主的な改善を求める。
- 4 管理委員会の改善措置に当該会員企業が従わないとき、又は改善が不十分なとき、及び違反の内容が重大である場合については、管理委員会は協会に別に定める「倫理委員会」に上申するものとする。
- 5 管理委員会の組織、運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。